

相模原市予算規則第5条に基づき、平成26年度予算編成方針を定める。

平成25年11月26日

相模原市長 加山 俊夫

## 平成26年度予算編成方針

### はじめに

#### 1 国の動向

わが国の経済情勢は、企業業況の改善や個人消費が持ち直し傾向にあるなど、緩やかな景気回復の動きがある一方、海外景気の下振れが、引き続き国の景気を下押しするリスクとなっている状況である。

こうした中、国では、名目GDP成長率3%程度、実質GDP成長率2%程度の成長を目指すとし、平成26年度予算の概算要求では、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成をめざし、「新しい日本のための優先課題推進枠」を措置するとともに、既存のあらゆる予算措置についてゼロベースで見直しを行うとしている。

また、平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられることや、国による新たな経済対策等が見込まれることから、今後の国の予算編成や地方税財政制度について、動向を注視していく必要がある。

#### 2 本市の財政状況

歳入の根幹をなす市税収入については、景気の回復基調を反映し、緩やかな増加が見込まれるものの、生産年齢人口が減少傾向にあることなどから、中長期的な先行きは不透明な状況である。歳出については、高齢化の進行により、扶助費を中心に義務的経費が増大し、歳入の増加を上回る歳出の増加により、財政需要に見合った財源の確保が極めて厳しい状況が続くことが見込まれる。

#### 3 新・相模原市総合計画の着実な推進

平成22年度からスタートした、「新・相模原市総合計画」(以下、「総合計画」という。)を着実に推進するとともに、計画的な行財政運営を行うため、前期実施計画に続き、平成26年度から平成28年度までの3年間を計画期間とする「中期実施計画」の策定に向けた取組みを進めているところである。

この「中期実施計画」は、基本計画で示した「取り組みの方向」に即し、社会経済情勢の変化や財政見通しを踏まえた上で、今後の具体的な実施事業を明らかにするとともに、毎年度の予算編成及び事務執行の指針となるものである。

## 1 にぎわいと活力に満ち、市民がいきいきと暮らせる都市づくり

相模総合補給廠の一部返還、さがみ縦貫道路相模原インターチェンジの開設、リニア中央新幹線駅の設置などを見据え、広域交流拠点性の向上につながる取組みを推進する。

地域の資源や特性を生かした土地利用、広域的な交通網の形成などを進め、成長戦略に基づく産業集積・都市基盤整備を推進する。

中心市街地におけるにぎわいづくりと多様な商業・業務機能の集積を進める。

中小企業に対し、資金の融資、販路拡大、技術開発、人材育成など多面的な支援を進める。

女性が働きやすい環境整備を進め、女性の活躍を促進する。

福祉から就労まで、きめ細かな生活・就労支援を充実させるため、市とハローワークとの更なる連携を進め、ニート・フリーター就労支援事業や職業紹介事業を推進する。

本市の地域資源や特性を踏まえ、対外的に魅力を発信するなどのシティセールスに取り組む。

## 2 災害に強く、健康で心安らかに暮らせるまちづくり

東日本大震災の教訓を踏まえ、今後懸念される大規模災害に対する市民の不安を解消するため、緊急に実施する必要性が高く、速効性のある防災・減災対策を推進する。

大規模な自然災害や事故、感染症など、多様化する危機に迅速・的確に対応するための取組みを強化する。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境整備を進める。

誰もが心身ともに健やかに暮らせるよう、病気の予防や日頃からの健康づくりを支援する。身近な暮らしにおける地域住民どうしのつながり・支え合いを支援する取組みを進める。

## 3 健全で希望にあふれる次世代を守り、はぐくむ環境づくり

次代を担う子どもたちの「豊かな心」や「生きる力」をはぐくむ環境づくりを推進する。

あふれる情熱と高い指導力を持ち、心豊かな教職員の養成と確保に取り組む。

福祉、医療、地域などとの連携の下で、多様化する子どもをめぐる諸課題（不登校、いじめ、インターネットや携帯電話に関わるトラブル、児童虐待、特別支援教育など）への対応に取り組む。

子育て世帯における育児と仕事の両立に向け、保育所や児童クラブにおける待機児童の解消に取り組む。

## 4 地球環境を保ち、自然と共生する社会づくり

地球温暖化対策を推進するため、太陽光発電など再生可能エネルギーの導入や住宅のスマート化を積極的に進めるとともに、次世代エネルギーである水素の活用に向けた普及啓発に取り組む。

限りある資源の有効活用やごみ処理に伴う環境負荷を減らすために、いわゆる「4R」の着実な推進を図る。

水源地域の森林や身近な緑地など、自然環境の保全・再生と活用を進めるとともに、より良い環境を将来世代に引き継ぐため、環境と開発との調和に向けた取組みを進める。

市民が「農」とふれあう場・機会の創出や地産地消の推進を図る。

## 5 市民が輝き、市民が主役の地域づくり

皆で担う成熟した市民社会を確立するため、市民と行政の協働を基本として、区役所を中心とした地域に根ざした市民自治を推進する。

元気な高齢者の知識や経験を地域に還元する仕組みづくりや地域活動につなげる環境づくりを進める。

学びやスポーツのニーズに対応し、市民がいきいきと充実した生活を送ることを支援する。生まれ育った土地に誇りや愛着が持てるような魅力づくりを市民とともに進める。

## 6 持続可能な都市経営の推進

「さがみはら都市経営指針」に則り、行財政改革を強く推し進める。

P D C A サイクル (plan (計画)、do (実行)、check (評価)、act (改善)) を意識しながら質の向上を図るとともに、スピード感を持って事務事業の推進に取り組む。

公共施設の適切な維持管理や適正化を図るための公共施設マネジメントの推進に取り組む。

## 予算編成に当たっての留意事項

### 1 「選択と集中」による重点化の徹底

極めて厳しい財政環境を職員一人ひとりが改めて認識し、限られた財源と資産を有効活用するため、既存事業について、目的や手段、市民ニーズ、対象の範囲、費用対効果を検証し、優先順位や民間活力の導入など事業手法の検討を進め、事業の見直しや廃止に取り組む。一方で、必要な事業については一層の充実を図るなど、より効果的な施策を推進する。

このため、局区長の責任の下、政策議論を深め、さらなる「選択と集中」により、施策を厳選し、重点化を図った予算編成に取り組む。

### 2 財源の確保

#### (1) 市税収入等の確保

市民の負担の公平性と自主財源の確保を図るため、債権の管理に関する条例に基づいた全庁的な収納対策の強化に取り組むとともに、納税しやすい環境づくりや納税意識の高揚を図るなど、あらゆる手段を講じて市税等の収納率の向上に取り組む。

#### (2) 特定財源の確保

国・県補助金及び交付金など、特定財源の確保に積極的に取り組む。

#### (3) 市有財産の有効活用

市有財産については、低未利用財産の活用・処分等を積極的に検討する。また、貸付に当たっては適正な対価を求めるとともに、減免を行っている場合は必要性について見直しを行う。

#### (4) 受益と負担の適正化

受益と負担の適正化を図るため、「受益者負担の在り方の基本方針」に則り、行政サービスに係る費用の把握に努めるとともに、使用料・手数料等の見直しのほか、新たな受益者負担の検討に取り組む。

#### (5) 新たな歳入の確保の検討

これまでの仕組みにこだわらず様々な手法について積極的に検討し、新たな歳入の確保対策に取り組む。なお、新たな歳入確保策により生じた効果額については、所管する局区への配分を考慮する。

### 3 適切な市債の発行

各種施策・事業を着実に進めるために、必要となる市債を発行することとするが、事業内容や対象経費を精査し適切な市債の発行に努める。

### 4 総合計画の進行管理並びに事務事業評価

総合計画の進行管理並びに事務事業評価の評価結果を事業の実施に反映し、その着実な推進に努める。

### 5 公共施設の整備・保全

公共施設マネジメントの適切な推進を図るため、小・中学校、公民館などのいわゆる八

コモノの整備、更新・改修に当たっては、「公共施設の保全・利活用基本指針」に掲げる公共施設マネジメントの基本方針及び施設分類別方針における今後の取組みの方向性に沿って、事業実施の必要性の検証や事業手法等の見直し・検討を行うものとする。

また、道路・橋りょうなどのいわゆる土木インフラ施設については「(仮称)相模原市土木施設維持管理基本方針(案)」に基づき、最適な維持管理手法の設定など、予防保全的管理を取り入れた維持管理の取組みを進めるものとする。

## 6 地方税財政をはじめとする諸制度の変更への対応

### (1) 地方税制改正への対応

国において検討が行われている自動車取得税及び自動車重量税の見直し、法人住民税の一部を地方交付税の原資とすること、国による成長戦略の議論で取り上げられている償却資産に対する固定資産税の見直しなどは、市税収入への影響が懸念されることを踏まえ、動向を注視し、適宜、的確な対応を図る。

### (2) 社会保障制度改革への対応

消費増税と一体的に行われる社会保障制度改革の詳細が明らかにされていないことを踏まえ、現行の制度を基本に積算することとし、今後、国の方針が確定し、市に影響が生じるものについては、適宜、予算内容の組替え等の対応を行う。

### (3) 消費税率引上げへの対応

平成26年4月からの引上げが決定したことから、消費税率を8%で積算する。

## 7 特別会計等の取扱い

特別会計及び公営企業会計の予算編成に当たっても、この予算編成方針を踏まえ、一般会計からの繰出金や事業費について十分な精査を行うとともに、独立採算の原則に従い、受益と負担の適正化に努める。

## 予算要求・財源の配分について

### 1 枠外経費

中期実施計画に掲げる事業や施設整備事業など、別途指定する事業経費については、所管局区で所要額を見積もり、財務課へ要求する。

### 2 枠配分経費

枠外経費を除く全ての事務事業経費については、所管局区に配分する一般財源の枠内で編成する。配分規模については、別途示す。

## 平成26年度財政の見通し（一般財源ベース）

扶助費の増加などから厳しい財政状況となることが見込まれる中、市民生活に支障をきたさないよう配慮するため、歳入においては、自主財源や特定財源の確保を図るとともに、財政調整基金の活用により財源を確保する。また、歳出においても行政運営推進経費（一般事務事業経費・中期実施計画事業経費）の精査を行う。

### 【歳入】

市税については、景気の回復基調を反映することなどにより、増収を見込む。

地方譲与税・交付金については、消費税率の引上げによる地方消費税交付金の増額及び、地方交付税の交付実績を踏まえた地方交付税の増額を見込む。

市債のうち臨時財政対策債については、地方交付税及び臨時財政対策債の実績を踏まえ、見込む。

### 【歳出】

人件費については、定年退職者が増えることによる退職金の増加等を踏まえて見込む。

公債費については、現在までに確定している償還金をベースに見込む。

扶助費については、引き続き増加傾向にあることを勘案して見込む。

### 平成26年度当初予算見込額（一般財源ベース）

（単位：億円）

|             | 平成25年度<br>当初予算額 | 平成26年度<br>当初見込額 | 平成25年度との比較 |             |
|-------------|-----------------|-----------------|------------|-------------|
|             |                 |                 | 増減額        | 伸率          |
| <b>歳入</b>   | <b>1,583</b>    | <b>1,644</b>    | <b>61</b>  | <b>3.9%</b> |
| 市税          | 1,085           | 1,124           | 39         | 3.6%        |
| 地方譲与税・交付金   | 217             | 246             | 29         | 13.4%       |
| 市債（臨時財政対策債） | 130             | 150             | 20         | 15.4%       |
| 繰入金（財政調整基金） | 69              | 64              | 5          | 7.2%        |
| その他         | 82              | 60              | 22         | 26.8%       |
| <b>歳出</b>   | <b>1,583</b>    | <b>1,644</b>    | <b>61</b>  | <b>3.9%</b> |
| 人件費         | 369             | 374             | 5          | 1.4%        |
| 公債費         | 230             | 230             | 0          | 0.0%        |
| 繰出金         | 192             | 200             | 8          | 4.2%        |
| 扶助費         | 248             | 260             | 12         | 4.8%        |
| 行政運営推進経費    | 544             | 580             | 36         | 6.6%        |